

鹿沼ロータリークラブ会報



(2023-2024 年度 RI テーマ)

例会場 日晃そば コンベンションホール TEL : 0289-65-2525

例会日 毎週木曜日 12:30~13:30

事務所 鹿沼市中田町 1351-1

E-mail: info@kanuma-rc.com

TEL : 0289-60-5077 FAX:0289-60-5078

HP: http://www.kanuma-rc.com/

第 2550 地区 第 7 グループ

創立 1960 年 1 月 23 日

承認 1960 年 2 月 13 日

会長 高山 英 幹事 橋本 勝浩

例 会 報 告

No. 36 2024 年 4 月 25 日 第 2937 号

◆ 司 会 SAA 高山 英義さん

◆ 新入会員入場

いたします。

2. 新入会員ご紹介

金子 昭彦さん



◆ 点 鐘 会 長 高山 英さん

◆ ローターリーソング斉唱 奉仕の理想

◇入会式 会員増強委員会 浅野 知則さん

これから黒崎雄一郎様の入会式を式次第に沿って進めさせていただきます。

1. 開会の辞

岩本 泰史さん



ただいまより黒崎支店長の新入会員入会式を開会



みなさんこんにちは。黒崎雄一郎さんのご紹介させていただきます。生まれは1968年5月21日現在55歳、足利銀行 鹿沼支店 支店長、現在のお住まいは宇都宮市平松本町、ご出身は真岡市内、真岡高校をご卒業後三つほどの大学を卒業されて足利銀行の方にご就職されて現在に至るとお聞きいたしました。ご自宅には、奥様と一男一女のお子様がおられます。長女様が高校三年生、長男が高校一年生との事です。若き頃の趣味はサッカーや野球をされておられたとのことですが、現在はジョギングが一番との事です。週末時間のある時は色々な場所を走っているとの事です。5月に行われるご当地鹿沼さつきマラソン大会のハーフコースに参加頂けるとの事です。私も黒崎様とゆっくりお話をさせていただいた訳ではないので、今後お酒を交わしながら会員の皆様と共にさら

に親交を深めていければと思っております。今後とも引き続きどうぞ黒崎雄一郎様をよろしく願いたします。以上でご紹介を終わらせていただきます。

3. 歓迎のあいさつ

高山 英さん



黒崎支店長、この度は鹿沼ロータリークラブにご入会いただきありがとうございます。また、おめでとうございます。ロータリークラブの組織につきましてはご存じの通りかと思いますが、当鹿沼ロータリークラブは歴史と伝統がございます、他のクラブと比較しますと一見とても敷居の高いクラブと思われがちですが、みなさんとともにざっくばらんで面倒見のいいメンバーの方ばかりですので、私含めSAAもサポートいたしますので一日でも早く馴染んで楽しんでいただければと思います。色々な会合、分科会等がございますが、時間の許す限りご参加願えればと思います。

4. ローターバッジ・名札贈呈

高山 英さん



5. 新入会員挨拶

黒崎 雄一郎さん



ご紹介を受けました、足利銀行 鹿沼支店支店長 黒崎でございます。日頃より足利銀行をご愛好いただきありがとうございます。この四月より、群馬県館林支店より着任いたしました。それまでずっと県外を転々と単身で赴任しておりまして、十年ぶりに自宅より通勤させていただいております。鹿沼ロータリークラブ、この歴史と伝統に彩られたこの会に入会させていただきとても光栄に思っております。奉仕の精神に基づき、皆様と共に地元鹿沼地域を盛り上げていければと考えております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

5. 祝辞

桜井 武彦さん



皆さんこんにちは。本日は入会式という事で、黒崎さんご入会おめでとうございます。会員の皆様の中には既に足利銀行さんとのお付き合いの関係でご存じの方もおられると思いますが、私は今日が初めてです。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。毎週木曜日、お時間をみはかりながら例会にご出席いただいて、今までお付き合いの無い方々とも交流を深めていただき、今後とも長いお付き合いをお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

6. 花束贈呈

奈良部 幸子さん



7. 記念撮影



8. 閉会の辞

橋本 勝浩さん



以上をもちまして入会式を終了いたします。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

入会式は以上となります。マイクをSAAの方に戻します。ありがとうございました。

◇いただきます当番

小田部 敏也さん



私の仕事について話をさせていただきます。私は不動産と住宅建築の方を生業としております。今年になりまして、24年問題等で運送業や建設業などの働き方改革という事で、大きな変化の年であり、それは私共の仕事に於いて逆風な面が多いです。実は今日もある業者さんが来られて、運送業者さんの関係で納期が数日遅れ、さらに価格が上がります。との話がありました。最近ではゼロ金利政策も終わり、住宅金利も上がり基調という事で、私共地元密着の企業に於いても価格的に仕事受注をお断りせざるおえない状況が出てきているのが現状です。住宅においても今後、新築を見合わせるお客様も多く出てくるのではないかと業界内の見方もあります。そんな中、小さい会社なりにオンリーワン手法で他社との差別化を基に事業を継続しております。お客様とは建物を建ててから何十年もお付き合いをさせていただく会社なので、そのお客様達にご迷惑をお掛けせずに、今後も会社を存続できるよう日々努力しております。どうぞ今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

◇ 会長会務報告 会長 高山 英さん



先週の日曜日なのですが、鹿沼市運動公園にて2550地区 親善野球大会がございました。今まで負けた事の無い大会でしたが今回初めて決勝戦2-1で敗退してしまい、とても寂しかった思いがあります。この寂しさを胸に次年度の地区大会に向けて一からふんどしを締めなおして頑張っていきたいと思っております。ぜひ皆さまも、大会の開催日程などについては幹事様から案内があると思っておりますので、このような大会の時には応援よろしくお願いたします。皆様の応援が何よりの力になりますのでお力添え願います。これから、暑くなる日が多くなると思いますが適度な水分補給、体調管理を心掛け熱中症にならないようお気を付けください。早いもので、会長職につき本日が十ヵ月目の最後の例会となりました。残り二ヶ月残された期間に何ができるのか常に考えながら、次期岩本氏にスムーズにバトンタッチができるよう努力していきたいと思っております。以上、本日の会長会務報告とさせていただきます。

ト会長会議を行いたいと思います。詳細につきましては、宇賀神副幹事よりご連絡がありますのでよろしくお願いたします。続きまして、6月6日（木）次年度委員長会議を開催したいと思います。この件に関しましても、宇賀神副幹事よりご案内がありますのでよろしくお願いたします。なお、各役職の方々名刺の方が出来上がっております次回会議の時にお渡しする予定ですが、急ぎ必要な方は宇賀神副幹事までお問い合わせ願います。

◇ロータリー情報委員会 日向野 修さん

本日、4月25日（木）18:30～ 倉持パスト会長のもと薬王寺客殿をお借りして「職業奉仕について」と題しまして倉持様にご講演お願いしておりますので、ご参加よろしくお願いたします。現段階で30名程の参加予定となっております。まだ間に合いますのでご参加のほどよろしくお願いたします。

◇ 幹事報告 副幹事 橋本 勝浩さん



- 1 職業奉仕委員会・クラブ奉仕委員会合同セミナー参加依頼 4月28日（日）13:00～ホテルニューイタヤ
- 2 本日、例会終了後 台11回理事会開催→理事者

◇本日のプログラム 人見 哲史さん

◇「相続登記の申請の義務化」 浅野 知則



◇ 委員会報告

◇副会長 岩本 泰史さん

先週もご案内させていただきましたが、次年度一年間台湾から男の子を留学生として受入れ可能なホストファミリーを2～3軒募集しております。受入れ可能な方はぜひ手を挙げていただければありがたいです。次年度の件で、5月9日（木）パス

自己紹介させていただきます。平成 24 年 8 月から東京神田の司法書士事務所に勤務し、平成 27 年に司法書士に合格し、東京で登録してから平成 29 年に栃木県に移し鹿沼市で開業、今年で 8 年となります。

本日は、今年度 4 月より施行されました「相続登記の申請の義務化」についてパワーポイントを使用しながら説明させていただきます。

まず、どうして義務化となったかですが、東日本大震災の復興に際して所有者不明の土地が多数あり、その事が原因で復興が遅れた事が大きなきっかけとなっております。一説には、相続登記未納地が九州面積の 2/3 以上あるのではないかと推測されているのが現状とされていて、今後発生する自然災害等においても速やかな復興ができるよう、登記登録の義務化を進めるといふ事かと思われまふ。これらは、いつからの相続が対象になるかといいますと、過去～今後発生する相続全てにおいてが対象となります。なので、皆様の所に何世代も前からの通知が来る場合がございます。近年、鹿沼市においても激甚災害がございましたがその時の教訓といたしまして事例をあげますと、建物損壊があった場合、建物の建て主と土地の所有者に違いが生じた時はローン（融資）が受けにくかったりするのが現状です。災害時のためだけでなく、土地所有がある方は平時に再度見直しをしてみてください。義務化になる以上、それを怠った場合にはペナルティーも発生いたします。三年間の猶予期間を設けるとされておりますが、いざ実際に作業を進めるとなると多くの時間を要する事が予想されますので、皆様も再度ご自分の土地に関する案件を良く見直し、早目の備えをお勧めいたします。

備えて安心！令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されます！



Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。
この問題解決のため、令和 3 年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

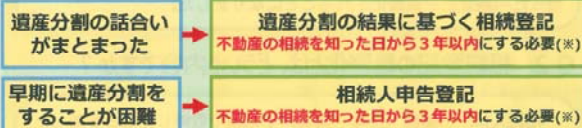
相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から 3 年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。
正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から 3 年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか？
始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、令和 6 年 4 月 1 日から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。
また、令和 6 年 4 月 1 日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3 年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？
新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の中で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記を必要があります。
早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。



※令和 6 年 4 月 1 日より前に相続した不動産は、令和 9 年 3 月 31 日までにする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等に、ご相談ください。
法務省では、新制度を紹介する漫画や、相続登記の手続を案内するハンドブックも、提供しています。

法務省・法務局の名称を不正に使用した動誘や架空請求などにご注意ください

詳しくは、こちらの法務省ホームページをご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

「遠くに住んでいて利用する予定がない」
「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」
そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

令和5年4月27日から 相続土地国庫帰属制度が 全国の法務局で始まります！

- <相続土地国庫帰属制度のポイント>
- 相続等により取得した土地について、所有者からの申請により、所有権を国に移転することができます。
 - 申請先は、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局となります。
 - 帰属させることができる土地については、建物がないことなど、法令で定める要件を満たす必要があります。
 - 本制度の活用には、負担金の納付などの一定の費用負担が必要です。



新制度について詳しくは、以下の二次元コードか「法務省 国庫帰属」で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

905427



Q だれでも申請できるの？

A 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が申請できます。また、制度が始まる前に相続した土地についても、申請ができます。他方で、売買や贈与などにより自らの意思で土地を取得した方や会社（法人）は、単独では申請できません。複数の人で所有している土地（共有地）である場合には、相続や遺贈によって土地を取得した相続人を含めた所有者（共有者）全員で申請する必要があります。



Q どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常の管理又は処分をするために、過分の費用や労力が必要となる次のような土地は、対象外となります。

- <国庫帰属が認められない土地の主な例>
- 建物、工作物、車両等がある土地
 - 土壌汚染や埋設物がある土地
 - 危険な崖がある土地
 - 境界（所有権の範囲）が明らかでない土地
 - 債務の担保に充てられている土地（抵当権など）
 - 通称など他人による使用が予定されている土地

これらの土地に当てはまるかどうかについて、申請後、法務局職員による書面調査や実地調査が行われます。（土地の要件については、法務省HPに詳しく掲載しています。）



Q 手続にはどれくらい費用がかかるの？

A 申請時に審査手数料を納付していただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合は、10年分の管理費用の額に相当する負担金を納付していただく必要があります。

※負担金は、20万円が基本となりますが、土地の種目や土地が存在する地域に応じて面積単位で算定する場合もあります。負担金については、法務省HPに詳しく掲載しています。



◆ スマイルBOX 若松伴睦さん

高山 英さん：⑤里崎さん色紙に対してのスマイル
市田 登さん：浅野さん、相続登記の義務化の分かりやすい卓話、ありがとうございました。

黒崎雄一郎足銀支店長、鹿沼ロータリークラブへの入会おめでとうございます。今後共、よろしくお願い致します。

岩本 泰史さん：⑤黒崎支店長、入会おめでとうございます。早く鹿沼ロータリーになじんで下さい。さつきマラソン、お氣をつけて頑張ってください。

倉松 俊弘さん：⑤黒崎雄一郎様、入会おめでとうございます。これから一緒にロータリーを楽しみましょう。⑤浅野さん、卓話ありがとうございました。寺にも登記されていない土地があります。これから登記したいと思います。

日向野 修さん：⑤里崎プロのサイン色紙を頂きました。家宝にします。黒崎支店長、ロータリーを楽しみましょう！

櫻井 武彦さん：⑤黒崎雄一郎さん、入会おめでとうございます。一日でも早くロータリーになじんで下さいね！

黒田 雄一さん：⑤先日里崎さんの色紙をいただき、有りがとうございました。

黒田 雄一さん：⑤黒崎支店長の入会を歓迎して、これからよろしく願いいたします。

金子 昭彦さん：⑤黒崎さん本日は入会おめでとうございます。これから昼に夜にロータリーを楽しみましょう！

大貫 定之さん：里崎スマイルです！今井さんのおかげでDAZNダゾーンで野球を観るようになりました！

金子 昭彦さん：里崎さん、色紙、ありがとうございます！

山崎 良知さん：⑤色紙ありがとうございます。

山崎 良知さん：②④

藤田 真澄さん：⑤先週、例会が終って会社に戻りカバンを開けたら、里崎さんのサイン色紙が入っていましたのでスマイルします。黒崎支店長、入会おめでとうございます。

浅野 知則さん：⑤ 1.黒崎さんの色紙をもらったから
2.相続登記は、申請しましょう。「まさか」のために。

※①結婚記念・②本人誕生・③夫人誕生・④出席記念・⑤その他

出席率報告

会員数	出席数	メウ	免除	欠席	出席率
63	37	8	0	18	71.4%

◆ 点 鐘 会 長 高山 英さん

● 次回 5月第1例会 5月9日（木）

・ 諸慶事祝い 第6回クラブ協議会

※ 5月2日（木）は特別休会となります。

場 所：日晃そば コンベンションホール

時 間：12時30分～

（発行責任者：石川重明・岡村貴史）